

# 水道施設の耐震化・老朽化対策に向けた財政支援の充実・強化について

## 四 国 部 会 提 出

重要なライフラインである水道水の安定的な供給を確保するため、各水道事業者は耐震化・老朽管更新等に継続的に取り組んでいる。全国各地で発生する老朽管の破裂事故や能登半島地震の経験から、水道施設の耐震化の重要性が改めて浮き彫りとなっており、近い将来に発生が危惧される南海トラフ巨大地震への備えとしても、対策の一層の強化が急務である。

一方、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化は急速に進展しており、今後、管路の経年化率はさらに増加することが避けられない。加えて、人口減少による給水収益の低下、物価高騰に伴う事業費の増大、耐震化事業の財源となる企業債の借入利率の急激な上昇により、水道事業者の財政状況は厳しさを増している。特に、給水収益の小さな小規模・山間部等の事業体においては、喫緊の課題である耐震化及び老朽管路の更新を計画的に実施することが困難な状況に直面している。

災害対策をはじめとする各種事業を加速度的に推進するためには、不断の経営改革はもとより、国の財政支援の一層の強化が不可欠であり、次の事項を要望する。

### 1 防災・安全交付金制度の拡充

- (1) 交付率を現状の補助率4分の1～3分の1程度から2分の1程度へ引き上げることを。
- (2) 既設管と異なる位置への布設替工事の場合においても、既設管の撤去費が交付対象と見なせるよう、交付対象条件を見直すこと。
- (3) 耐震化事業に係る基準事業費単価を見直すとともに、交付要件を緩和すること。特に、料金回収率100%以上を要件とする資本単価要件を抜本的に拡大し、小規模事業体を含むより多くの事業体が補助事業を活用できるよう見直すこと。

### 2 地方公営企業繰出基準制度の拡充

現行の繰出基準において補助対象外・起債対象外となっている管路等の更新事業や廃止設備の撤去事業を繰出基準に加えるなど、水道事業経営の健全化促進及び経営基盤の強化につながる制度の拡充策を講じること。

### 3 企業債発行条件等の拡充

近年の急激な金利上昇への対策として、企業債の予算枠（公的資金枠）を拡大するとともに、有利な条件での借入れが可能となるよう、金利条件等の制度拡充を図ること。